

# 平成29年9月 川棚町議会定例会会議録

(第4日目)

平成29年9月29日 金曜日 (午前10時開議)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	三 岳	昭
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	山 口 誠 実
教 育 長	竹 下 修 治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	住 吉 克 己
企 画 財 政 課 長	大 川 豊 文
地 域 政 策 課 長	野 上 英 了
税 務 課 長	川 内 和 哉
健 康 推 進 課 長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	末 永 安 江
住 民 福 祉 課 長	荒 木 俊 行
農 林 水 産 課 長 兼農業委員会事務局長	照 本 茂 法
建 設 課 長	廣 田 洋 一
ダ ム 対 策 室 長	福 田 多 肥
水 道 課 長	太 田 啓 寛
教 育 次 長	吉 永 文 典
行 政 係 長	中 原 敬 介

議事日程

第1	議案第30号	平成29年度川棚町一般会計補正予算（第3回）	
第2	認定第1号	平成28年度川棚町一般会計決算認定	決算審査特別委員長報告
第3	認定第2号	平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定	同上
第4	認定第3号	平成28年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定	同上
第5	認定第4号	平成28年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定	同上
第6	認定第5号	平成28年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定	同上
第7	認定第6号	平成28年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定	同上
第8	認定第7号	平成28年度川棚町水道事業会計決算認定	同上
第9	陳情第2号	「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情	産業建設文教委員長
追加第1	発委第4号	「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）	同上
第10	発委第5号	道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書（案）	同上
第11	発委第6号	九州新幹線西九州ルート整備促進に関する意見書（案）	議会運営委員長

( 1 0 : 0 0 )

**議 長** ご起立願います。おはようございます。よろしく願います。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

( 1 0 : 0 0 )

**議 長** 日程第1、議案第30号「平成29年度川棚町一般会計補正予算（第3回）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 皆様おはようございます。議案第30号「平成29年度川棚町一般会計補正予算（第3回）」について提案理由をご説明いたします。

昨日、衆議院の解散に伴い、急遽第48回衆議院議員総選挙が執行されることになり、さらに最高裁判所裁判官国民審査も併わせて執行されることとなりました。この選挙に対応するために補正の必要が生じたので、提案するものであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を60億8,056万2,000円にしようとするものであります。

今回の衆議院議員総選挙は10月10日公示、11日から期日前投票等の開始、22日投開票という予定であり、ただちに関係予算を確保して対応する必要が生じたことから、折しも町議会、9月定例会の会期中でありましたので、急遽ご提案をするものであります。なお、補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。以上でございます。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** それでは、内容について、事項別明細書の歳入から順にご説明いたします。6ページをお開きください。

歳入、14款県支出金、3項1目総務費委託金、衆議院議員総選挙費委託金700万円でございます。これは、このあとご説明いたします歳出と同額の700万円を計上しております。次のページをお願いいたします。

歳出、2款総務費、4項14目衆議院議員総選挙費であります。合計70

0 万を計上しております。

それでは、各節、主なものについてご説明をいたします。1 節報酬 8 7 万円。これは選挙管理委員会委員、投開票管理者、投開票立会人の委員報酬であります。職員手当等、これは投開票従事者の時間外手当であります。7 節賃金、これは臨時職員の雇い上げ賃金であります。9 節旅費、これは出張旅費であります。1 1 節需用費、必要な事務用品、入場券等の印刷費、光熱水費などあります。1 2 節役務費、これは投票所入場券、選挙広報誌などの発送に要する郵送料が主なものでございます。1 3 節委託料、こちらは投票所の設営、あるいは撤去、そしてポスター掲示板の設営撤去などの委託料でございます。1 4 節使用料及び賃借料、こちらはポスター掲示版のレンタル料、そして投票所の借り上げ料などがございます。1 0 ページ、1 1 ページは給与費明細書をお付けしておりますが、説明は省略とさせていただきます。

以上が一般会計補正予算（第 3 回）の内容であります。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 3 0 号「平成 2 9 年度川棚町一般会計補正予算（第 3

回)」の裁決を行います。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、議案第30号「平成29年度川棚町一般会計補正予算（第3回）」は原案のとおり可決されました。

（10：05）

**議 長** 次に、日程第2、認定第1号「平成28年度川棚町一般会計決算認定」から日程第8、認定第7号「平成28年度川棚町水道事業会計決算認定」までを、川棚町議会会議規則第37条の規定により、一括議題いたします。本件について委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

**決算審査特別委員会委員長** おはようございます。読み上げまして報告とさせていただきます。

平成29年9月27日、川棚町議会議長初手安幸様、決算審査特別委員会委員長毛利喜信。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記、事件の番号、件名、審査の結果。

認定第1号、平成28年度川棚町一般会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第2号、平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第3号、平成28年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第4号、平成28年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第5号、平成28年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第6号、平成28年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第7号、平成28年度川棚町水道事業会計決算認定、認定すべきものと決定。次ページをお願いします。

決算審査特別委員会委員長報告。

認定第1号「平成28年度川棚町一般会計決算認定」、認定第2号「平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」、認定第3号「平成28年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」、認定第4号「平成28年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」、認定第5号「平成28年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」、認定第6号「平成28年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」及び認定第7号「平成28年度川棚町水道事業会計決算認定」の決算審査特別委員会における審査の経過と結果を報告します。

#### 1、審査の経過。

(1) 2分科会方式で審査を行い、決算審査特別委員会に各分科会から審査内容等の報告、説明を求め、各分科会間で質疑、総体的な審査を実施した。

(2) 審査期日。(分科会)平成29年9月15日、19日、20日、22日、25日。(特別委員会)平成29年9月26日、27日。

(3) 審査場所。第1委員会室、第2委員会室、及び現地。

(4) 出席者。(分科会) 委員全員、議長、事務局長、事務局書記、町長、副町長、教育長、会計管理者、各担当課長、次長、室長、各担当係長等。(特別委員会) 委員全員、議長、事務局長。

#### 2、審査内容。(主要事項についての質疑と答弁)

(1) 各分科会における質疑と答弁については、別添資料とし省略する。

(2) 決算審査特別委員会での主な質疑と答弁。

質疑、ふるさと応援寄附金で積み立てられた基金の用途は決まっているのか。

答弁、まだ決まっていないとのことである。

質疑、まち・ひと・しごと創生委員会での具体的な意見とは。

答弁、「婚活事業について成果は上がっている」「保育施設でテレビ、エアコン、バスなどを購入した」「ズーラシアンブラスは好評で継続を求められた」などであった。

質疑、介護保険事業・日常生活支援総合事業でどのような組織を目指すのか。

答弁、ボランティアやNPO法人等で運営してもらいたいが、講習等の日程が合わず、育成が厳しい。

(以上質疑は第2分科会委員、答弁は第1分科会主査) 次ページをお願いします。

質疑、わがまちスポーツ推進事業でのホッケー教室は小・中学生が対象か。

答弁、ホッケーについては小学校には必修クラブもあり参加もあるが、中学校の部活としては取り組みが難しい。

質疑、水道料金の値上げの可能性はないのか。

答弁、第7次拡張事業によって値上げになることはないとのことである。

質疑、下水道事業の今後の見通しは。

答弁、予算確保が厳しいのが現状で、今の認可区域の完成予定は平成37年度まで延期となっている。

(以上質疑は第1分科会委員、答弁は第2分科会主査)

以上で質疑を終了し、討論、採決を行った。

### 3、審査の結果。

(1) 認定第1号「平成28年度川棚町一般会計決算認定」についての討論、採決。

反対討論(要旨)、ダム対策費において長崎県・佐世保市及び地元関係者との協議が成果報告書に記載されていないことから、反対する。

賛成討論(要旨)、多種多様な事業を推進した予算に対し、妥当な支出がなされていることから、賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定した。

(2) 認定第2号「平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」についての討論、採決。

反対討論(要旨)、高い保険税が被保険者にのしかかっており、払える保険税にすべきとして、反対する。

賛成討論(要旨)、特定検診・がん検診等、住民の健康維持のため予算



に基づいて適切に執行されており、賛成する。次ページをお願いします。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定した。

(3) 認定第3号「平成28年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」についての討論、採決。

反対討論（要旨）、病気になっても医療を受けられない高齢者にとっては、差別的な制度であり、速やかに廃止すべきとして反対する。

賛成討論（要旨）、予算に対し、適切な支出がなされていることから、賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定した。

(4) 認定第4号「平成28年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」についての討論、採決。

反対討論（要旨）、介護保険制度改正により、旧介護予防事業費が大幅に減少している。介護保険で今まで通りのサービスを受けられるようにすべきであり、反対する。

賛成討論（要旨）、多様なサービスを総合的に提供し、予防事業・活動支援事業など適切な予算執行がなされており、賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定した。

(5) 認定第5号「平成28年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」については、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定した。

(6) 認定第6号「平成28年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」については、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定した。

(7) 認定第7号「平成27年度川棚町水道事業会計決算認定」については、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定した。

次ページをお願いします。

4、委員会の意見。

①選挙権年齢が「18歳以上」に引き下げられたが、18歳から19歳の

投票率は低い。若年層の投票率の向上を図られたい。

②婚活事業において、成立したカップルが結婚して町内に居住する場合に祝金を支給するなどの制度について、検討されたい。

③緊急通報システムについては、待機者が出ないよう機器の追加を検討されたい。

④国民健康保険事業においては、本町の一人当たり医療費が県内でトップである。早急に要因を調査し、医療費の抑制に努められたい。

⑤介護保険事業においては、日常生活支援総合事業におけるボランティア等の育成に今後も努力されたい。

⑥商店街の活性化に向け、空き店舗対策を講じられたい。

⑦肥育牛の頭数が減少している。素牛の導入に対する助成等を検討されたい。

⑧社会資本整備総合交付金事業（町道東臨港線、町道上組西部線、町道中倉線）、百津地区埋立地緑地整備及び基幹農道川棚西部地区においては、当初計画よりも大幅に遅れている。早期完成に努められたい。

⑨地区要望の環境整備に関しては、誠意を持って対応されたい。

⑩災害復旧費において、近年局地的な豪雨等による災害が増加している中、災害時に土木・農林関連の迅速な復旧に取り組めるよう、予算編成の折にはある程度の予算確保に努められたい。

⑪学校活性化事業に関しては、成果が出ているものもあり、今後も積極的に努められたい。

⑫わがまちスポーツ推進事業において、「ホッケーのまち川棚」を目指し積極的に取り組まれたい。以上、報告といたします。ご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議**            **長** これから、委員長の報告に対する質疑を行います。よろしいですか。

「な　　し」の声あり

**議**            **長** 質疑なしと認め、これで委員長の報告に対する質疑を終わります。

**議 長** これから、1件ごとに討論、採決を行います。

最初に、認定第1号「平成28年度川棚町一般会計決算認定」について討論を行います。委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。久保田議員。

**4番久保田** 4番、久保田です。認定第1号「平成28年度川棚町一般会計決算認定」についての反対討論を行います。8款3項2目ダム対策費は、平成28年度予算審査の説明で、石木ダム建設に関して長崎県、佐世保市及び地元地権者との協議に要する経費を計上しているとの説明を受けました。

しかし、成果報告書を見る限り、どこにも地元関係者や反対地権者との協議についての成果は記載されておりません。成果報告書の内容を見ると、妨害者、妨害行為など何箇所も書かれており、県や佐世保市に成り代わって書かれた内容で、起業者ではない本町の成果内容とはとても思えません。しかも、地権者の方達の行動は妨害行動ではありません。地元住民の方達の行動は憲法で保障された基本的人権、幸福権の追求を求める当然の抗議です。そして、自然を愛し、暮らし輝く町を目指した川棚町民としての抗議行動です。決算書の中の旅費については、生活相談に対応するための研修を受けるための旅費との説明だったと思います。これでは知事が出した住民との話し合いとの条件と同じです。本町の役目は川原の住民の方達の立場に立って、丁寧に対応することです。この項目1つ取り上げても、平成28年度の一般会計決算を認めるわけにはいきません。よって反対いたします。

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。山口議員。

**1番山口** 認定第1号「平成28年度一般会計決算認定」について賛成討論を行います。平成28年度決算は、少子高齢化対策、人口減対策、定住促進、交流人口拡大をはじめ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」など、本町の将来のあるべき姿を見据えた各種事業に取り組み、その成果が報告されております。また、実質収支も1億2,900万円余りの黒字決算となっており、適切な執行がなされたものと判断し賛成をいたします。

**議 長** 次に、反対者の発言はありますか。

(発言なし)

**議** 長 賛成者の発言はありませんか。高以良議員。

**10番高以良** 「平成28年度一般会計決算認定」についての委員長報告に賛成の立場で討論を行います。決算審査にあたっては、議決した予算がその主旨や目的に従って適正に、そして効率的に執行されたかどうか。また、その効果はどうであったかという観点に立ったうえで、全体的に見て判断すべきであり、一部の事業だけを捉えて全体を否定するというのは、審査のあり方としては適切ではないと考えます。

久保田議員が言われたダム対策についての県や市、地元関係者との協議については、反対地権者の皆さんとの話し合いはできなかったものの、県、市、反対地権者以外の地元関係者の皆さんとの話し合いがなされているものと思いますし、そのことが成果報告書に記載されていないから決算の全体について反対するというのは、いかがなものかと思えます。

平成28年度決算については、厳しい財政状況の中にあっても実質収支1億2,900万余りの黒字になっていること。また、予算の執行や財政の管理に関しても違法性もなく、適正に処理されていて、各事業はおおむね期待された成果を収めていると判断しますので、委員長の報告に賛成します。

**議** 長 他に討論はありませんか。

(発言なし)

**議** 長 よろしいですね。はい。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第1号「平成28年度川棚町一般会計決算認定」について採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** 長 起立多数です。したがって、認定第1号「平成28年度川棚町一般会計決算認定」については認定することに決定をいたしました。

(10:23)

**議** 長 次に、認定第2号「平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」について討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。久保田議員。

**4番久保田** 4番、久保田です。認定第2号「平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」についての反対討論を行います。成果報告書でわかるように、国民保険税の1世帯あたりの調定額は27年度と比較して21.12%の増、被保険者1人あたりは22.51%の増となっており、県下で一番高い保険税が被保険者にのしかかっているのがわかります。その結果、払えない保険税の滞納が発生し、滞納繰越については税務課収納対策係による滞納処分の実施によって、収納率は前年度と比較して2.11%の増となっていますが、滞納処分の換価状況を見ると、国税の還付金や給付、年金、預貯金、生命保険となっており、国保の処分が一番多くなっています。命を守る国民健康保険税を納めきれなくて、命をつなぐ年金などが差押えるなど、厳しい状況がうかがえます。解消しない保険料の滞納増と収納悪化は被保険者の責任ではなく、保険料の異常な高騰と貧困層、境界層の実効ある救済策がないという制度の不備により引き起こされたもので、滞納者に一律にペナルティを課する行政を続けても、生活困窮者に追い打ちをかけるだけです。国に対しては、かつての給付費の6割以上という国保負担水準を回復することを求め、そして払える保険税にすべきとして反対します。

**議** 長 次に、賛成者の発言を許します。堀池議員。

**7番堀池** 7番、堀池です。認定第2号「平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」について賛成の立場で行います。国保制度は、国の制度や上位法を基本として運営されております。年々高齢化が進み、民生費が増えていく中、町民の厳しい財政状況であっても民生費を減らすことはできません。また、本町の決算でもわかるように、保険税の負

担としては全体の16%で、あと残りは国、県の支出金、また、交付金によって運営されています。住民の健康維持を推進すべく、あらゆる事業等を展開した平成28年度の決算において適切な執行がされていると判断しております。また、反対者の討論の主旨は一部国の制度や法律に不満を訴えられておられるように、私個人感じました。そうであれば、国に対し意見書の提出などの手法もあることを申し添えて賛成討論といたします。

**議** 長 次に、反対者の発言はありますか。

「なし」の声あり

**議** 長 賛成者の発言はありますか。堀田議員。

**6 番 堀 田** 6番、堀田です。認定第2号、国民健康保険事業特別会計決算認定について賛成討論を行います。国民健康保険は加入者が病気やけが、出産、死亡した場合に必要な医療費が保険料から支払われる制度であります。保険税率の改定により保険税率の負担も増えましたが、高齢化や医療技術の発達により、医療費が年々増加しているため必要であり、また、軽減の割合も世帯の所得などによって7割、6割、4割、2割となっており、低所得層の負担は軽くなっています。特定健診事業、がん検診など、住民の健康維持、健康への意識を高めるため、予算に基づいて適切に執行されており、委員長報告のとおり認定すべきものと決定に賛成をいたします。

**議** 長 他に討論はありますか。

「なし」の声あり

**議** 長 よろしいですね。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第2号「平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」について、採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 起立多数です。したがって、認定第2号「平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(10 : 29)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、認定第3号「平成28年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」について討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。久保田議員。

**4 番 久 保 田** 4番、久保田和恵です。認定第3号「平成28年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」に対する反対討論を行います。日本人の平均寿命は昨年、女性87.14歳、男性80.98歳で共に過去最高になりました。一方で唯一の生活の糧である年金は、2013年度から3年かけて2.5%減らされ、今年も0.1%下げられました。厚生年金受給者の3分の1は月10万円未満、国民年金は平均5万数千円です。食費にも事欠く老後破産に直面する人は一部かもしれませんが、生活保護以下の方が大勢いるのが高齢者の実態です。これまでは子どもなど、家族の保険に加入できていたものを、病気にかかりがちな高齢者をひとまとめにして自分達の医療費は自分達で払えと、別立ての保険にしてみました。決算書の中に滞納繰越分に対する収入未済額がありますが、国のため、郷土のために尽くしてこられた方達が、病気をしてでも安心して病院にかかれるような制度に戻すべきとして反対します。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。小田議員。

**1 1 番 小 田** はい。11番、小田です。認定第3号「平成28年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」について、賛成討論を行います。高齢者が安心して医療を受けるために必要な制度であり、予算の執行も適切であるので、決算認定に賛成をいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、反対者の発言はありますか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 賛成者の発言はありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** よろしいですね。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第3号「平成28年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」について、採決を行います。

この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 起立多数です。したがって、認定第3号「平成28年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(10 : 33)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、認定第4号「平成28年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」について、討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。久保田議員。

**4 番 久 保 田** 認定第4号「平成28年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」に対する反対討論を行います。平成28年度介護保険事業特別会計決算総括表を見ると、旧介護予防事業費が前年度と比較して、大幅に減少しているのがわかります。これは平成28年10月からの介護保険制度改正によるもので、介護予防訪問介護及び通所介護分を保険給付から外し、



地域支援事業費に移行した結果によるものです。地域支援事業の基本的な理念は自助、互助、共助、公助の役割分担であり、自助は本人と家族の自己責任、互助はボランティアの活動や住民同士の助け合いで、できるだけ共助、公助に頼らない中心のシステムとして設計されています。しかし、行政側の説明では、住民の協力は対象となる人が地域の役職を担っている人が多く、協力を得るのは難しいということでした。協力者が見つかったとしても、家庭の中にどこまで介入できるか問題です。家族による暴言や暴力、年金や生活費を取り上げられるなどの虐待にどれだけ介入できるのか、とてもボランティアなどで対応できるものではありません。こうした軽度給付の縮小、切り捨ては、短期的に見れば、給付費の削減効果が見られるかもしれませんが、中長期的に見れば返って重度化を加速することになり、結果として給付費の増大をもたらすことになるでしょう。介護サービスの縮小により、政府が打ち出した介護離職ゼロにも逆行することになりかねません。介護保険からの無理やりの卒業、軽度切りを中止させ、今までどおりのサービスを受けられるようにすべきとして反対します。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。小田議員。

**1 1 番 小 田** はい。1 1 番、小田です。認定第 4 号「平成 2 8 年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」について、賛成討論をいたします。平成 2 8 年度は、第 6 期介護保険事業計画の中間年度であり、次年度への自主財源可能額は約 5, 4 0 0 万円であり、おおむね順調な財源状況であります。また、高齢化社会においては、介護保険事業は必要不可欠であり、介護予防事業等にも積極的に取り組まれているので、決算認定に賛成いたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、反対者の発言はありますか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 賛成者の発言はありますか。

(発言なし)

**議** 長 よろしいですね。はい。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第4号「平成28年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」について、採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** 長 起立多数です。したがって、認定第4号「平成28年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(10 : 37)

**議** 長 次に、認定第5号「平成28年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」について討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議** 長 ありませんか。はい。次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議** 長 よろしいですね。はい。討論なしと認めこれで討論を終わります。

これから、認定第5号「平成28年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」について採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい。全員起立です。したがって、認定第5号「平成28年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(10 : 38)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、認定第6号「平成28年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」について討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** ありませんね。次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** よろしいですね。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第6号「平成28年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」について、採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい。全員起立です。したがって、認定第6号「平成28年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

( 1 0 : 4 0 )

**議 長** 次に、認定第7号「平成28年度川棚町水道事業会計決算認定」について討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議 長** はい。次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議 長** はい。よろしいですね。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第7号「平成28年度川棚町水道事業会計決算認定」について採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議 長** はい。全員起立です。したがって、認定第7号「平成28年度川棚町水道事業会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

( 1 0 : 4 1 )

**議 長** 次に、日程第9、陳情第2号「「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情」を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。産業建設文教委員長。

**産業建設文教委員長** ただいま議題となりました「「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情」につきましては、産業建設文教委員

会におきまして付託を受け、審査を行いましたので報告書を読み上げ、報告といたします。

平成29年9月25日。川棚町議会議長初手安幸様。産業建設文教委員会委員長小谷龍一郎。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので川棚町議会会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。1、受理番号、陳情第2号。

2、付託年月日、平成29年9月13日。

3、件名、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情。

4、審査の結果、採択すべきものと決定。

産業建設文教委員会委員長報告。

陳情第2号「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情についての産業建設文教委員会における審査の経過と結果を報告します。

1、審査の経過。

(1) 審査期日、平成29年9月22日。

(2) 審査場所、第3委員会室。

(3) 出席者、委員全員、議長、事務局書記。

(4) 説明者、長崎県森林組合連合会専務理事、参事、東彼杵郡森林組合参事。

2、審査内容。

説明者に対する主な質疑と答弁。

質疑、長崎県森林組合連合会では、この税制度が必要と考えているのか。

答弁、環境保全や災害防止のために森林整備が必要であることや、将来的な担い手不足の解消策として、作業の機械化による効率化や、人材を確保するための労働環境の整備などをすすめていく必要がある。現在の県の財源ではまだ不足しているため、この税制度は必要であると考えている。

質疑、国の森林環境税が制定された場合、負担額はどのくらいになるのか。

答弁、まだ示されていないが、各県の森林環境税が参考になると思われる。

質疑、税はどのようにして配分されるのか。

答弁、まだ協議されている段階であるが、地方譲与税として山林の面積などを基準に配分されると思われる。都市部には配分が少なくなるが、森林が持つ機能を理解してもらえない。

3、討論。

反対討論、なし。

賛成討論、現在の県の税では十分な整備ができない。過度の負担にならない程度での税負担はやむを得ないと考え、賛成する。

4、審査の結果。

陳情第2号「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情については、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定した。以上、報告いたします。

**議** 長 これから、産業建設文教委員長の報告に対する質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** 長 よろしいですか。質疑なしと認め、これで産業建設文教委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第2号「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情」に対し、討論を行います。

この陳情に対する委員長の報告は、採択すべきものと決定です。委員長の報告のとおり決することに、もとい。引き戻します。

これから、陳情第2号「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情」に対し、討論を行います。

この陳情に対する委員長の報告は、採択すべきものと決定です。委員長の報告のとおり決することに、反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議** 長 ありませんか。次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 よろしいですね。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第2号「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は、採択すべきものと決定です。

陳情第2号「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情」を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。全員起立です。したがって、陳情第2号「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情」は、採択することに決定をいたしました。

(10:48)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(10:48)

(…休憩…)

(10:50)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。お手元に配布されております追加議事日程(第4号追加の1)を日程に追加することにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程(第4号追加の1)を日程に追加することに決定をいたしました。

議 長 次に、追加日程第1号、発委第4号「全国森林環境税の創設

に関する意見書（案）」を議題といたします。提出者の説明を求めます。

産業建設文教委員長。

**産業建設文教委員長** ただいま議題となりました「全国森林環境税の創設に関する意見書（案）」につきましては、先ほどの陳情第2号「「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情」の採択を受け、産業建設文教委員会において協議をし、川棚町議会会議規則第14条3項の規定により、意見書案を本委員会から提出するものであります。

意見書案については、文書により議長あてに提出しており、お手元にその写しが配布されていると思いますので、意見書案を読み上げることといたします。

発委第4号。平成29年9月29日。川棚町議会議長初手安幸様。提出者、産業建設文教委員会委員長小谷龍一郎。

「全国森林環境税」の創設に関する意見書案の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり川棚町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）。

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

森林が多い山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、森林吸収源対策及び担い手の育成など山村対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

このような中、政府・与党は、「平成29年度税制改正大綱」において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針を示した。

山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や、安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生



等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。

よって、下記の制度創設について実現を強く求める。

記。平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための「全国森林環境税」の早期導入を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月29日。長崎県川棚町議会。提出先は内閣総理大臣様ほか、下記のとおりとなっております。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** よろしいですかね。はい。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第4号「全国森林環境税の創設に関する意見書（案）」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議 長** はい。全員起立です。したがって、発議第4号「全国森林環境税の創設に関する意見書(案)」は、原案のとおり可決されました。可決された意見書は、内閣総理大臣ほかに送付することにいたします。

(10:57)

**議 長** ここで、局長より議事日程についての説明があります。局長。

**事務局 長** 先にお配りをいたしておりました、議事日程第4号の日程第10、第11の「発委第 号」となっております。日程第10、発委第5号、日程第11、発委第6号と記入をお願いいたします。以上です。

**議 長** よろしいですか。次に日程第10、発委第5号「道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書(案)」を議題といたします。提出者の説明を求めます。産業建設文教委員長。

**産業建設文教委員長** ただいま議題となりました「道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書(案)」につきましては、産業建設文教委員会において協議をし、川棚町議会会議規則第14条第3項の規定により意見書案を本委員会から提出するものであります。

意見書案については文書により議長あてに提出しており、お手元にその写しが配布されていると思いますので、意見書案を読み上げることといたします。

発委第5号。平成29年9月25日。川棚町議会議長初手安幸様。提出者、産業建設文教委員会委員長小谷龍一郎。

道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書案の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり川棚町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書(案)。

川棚町は長崎県のほぼ中央に位置するものの、地形的にも山地や丘陵地が多くを占め、町の中心部を2級河川川棚川が貫流し大村湾に注ぐという地理的・地形的な特性を持つ本町は、今まさに人口減少や町民所得の低迷、地域活力の低下といった構造的な課題に直面している。

こうした中、農林水産業や観光などの地域産業の活性化を図っていくためには、物流の効率化や交流人口の拡大を図る道路の整備が極めて重要であるが、本町の幹線道路の整備はまだ道半ばの状況である。また、町道の道路改良率は、全国平均を下回っている状況である。さらに、通学路の整備も思うように進んでなく、安全安心の観点からも早急な整備が必要であることに加え、道路構造物の老朽化対策も喫緊の課題となっている。

このため、国におかれては、本町におけるこれらの状況を十分考慮して頂き、計画的かつ着実な道路整備の推進、並びに道路インフラの老朽化対策のために必要な予算を当初予算はもとより補正予算についても十分に確保するよう強く要望する。

こうした中、現在の道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という）の規定により、補助率等の嵩上げがなされているが、この特別措置は、平成29年度末までの時限措置となっている。しかしながら、依然として都市部と地方部の地域間格差がある中で、この特別措置が廃止されると、地方の財政は圧迫され事業費が大幅に減少するため、道路整備が遅れ地域間格差がさらに拡大することとなる。

よって、国におかれては、道路整備事業に必要な予算確保にあわせて、道路財特法の規定による補助率等の嵩上げを平成30年度以降も継続し、地方創生に大きく寄与する高規格幹線道路の新設事業や安全安心な暮らしにつながる修繕事業などにも特別措置を拡充するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月29日。長崎県川棚町議会。提出先、衆議院議長様以下、記載のとおりとなっております。

以上でございます。審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

**議**            **長** これから、質疑を行います。

(発言なし)

**議**            **長** よろしいですか。はい。質疑なしと認め、これで質疑を終わ

ります。はい、委員長。

**産業建設文教委員長** 誤字が1点ありましたので、訂正をお願いいたします。意見書ですね、中ほどにあります、「このため」の部分の行の終わりの方、「十分考慮」のところ「十部」となっております。ここを「十分」と訂正をお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** そのように、訂正を願います。質疑は終わりましたので、自席へお戻りください。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、討論を行います。本案に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発委第5号「道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書(案)」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 全員起立です。したがって、発委第5号「道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書(案)」は、原案のとおり可決されました。

可決された意見書は、衆議院議長ほかに送付することといたします。

(11:05)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第11、発委第6号「九州新幹線西九州ルート of 整備促進に関する意見書(案)」を議題といたします。提出者の説明を求めます。議会運営委員長。

**議会運営委員長** ただいま議題となりました「九州新幹線西九州ルート of 整備

備促進に関する意見書（案）」につきましては、議会運営委員会において協議をし、川棚町議会会議規則第14条第3項の規定により、意見書案を本委員会から提出するものであります。

意見書案につきましては、文書により議長あてに提出をしており、お手元にその写しが配布されていることとしますので、意見書案を読み上げることといたします。

発委第6号。平成29年9月20日。川棚町議会議長初手安幸様。提出者、議会運営委員会委員長三岳昇。

九州新幹線西九州ルート of 整備促進に関する意見書案の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり川棚町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。1枚お開きください。

九州新幹線西九州ルート of 整備促進に関する意見書（案）。

九州新幹線西九州ルートは、西九州地域の産業振興や交流人口の拡大につながる重要な交通基盤であるとともに、本町及び長崎県内の発展においても極めて重要な役割を担うもので、その開業が期待されております。

この西九州ルートは、フリーゲージトレイン（FGT）の導入を前提に武雄温泉から長崎間の工事実施計画が認可され、平成34年度の開業に向け工事が進められております。

しかしながら、FGTの開発については、耐久走行試験において台車の摩耗等の不具合が発生するなどして開発が遅れ、平成28年3月、武雄温泉駅での新幹線と在来線特急との対面乗換方式（リレー方式）により暫定開業することと関係六者により合意がなされております。

なお、FGTについては、その後再び不具合を生じ、導入の目処が立たず西九州ルートの先行きが不透明となっている。

また、事業の主体であるJR九州は、平成29年7月26日にFGT導入は困難として断念を表明し、代替案として全線フル規格化の必要性を強調された。

このことは、現在整備中の武雄温泉から長崎間のインフラを十分活用できる最善の選択肢でもあります。

こうした経過から、FGTの実現性について、新幹線開業を待望する住民の間には戸惑いや懸念が広がり、最終的な西九州ルートのあり方を早急

に求める声があがってきております。

よって、国におかれては、次のとおり対応されるよう強く要望いたします。

1、新幹線本来の時間短縮効果を発揮できるよう、山陽新幹線への直接乗り入れを確実に実現すること。

2、対面乗換方式が固定化することがないように、全線フル規格化に向けた検討を早急に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年9月29日。長崎県川棚町議会。提出先は衆議院議長ほかとなっております。

以上でございますが、審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。久保田議員。

**4 番 久 保 田** お尋ねします。新幹線のこの建設についてですね、昨日配ってきました、この「つながる県ながさき」によると、ここに財源調整のための基金残高の推移というのが書いてありまして、県税などの収入の伸びがそれに追いつかないという厳しい財政状況が続いていますと。足りない分は、積み立ててきた預金である基金の取り崩しで賄っています。基金の残高は、ピーク時の半分以下になっていきますというのがあります。この長崎新幹線西九州ルート of 自治体の負担金というのは、私は900億円ぐらいと聞いております。1分短縮するのに30億円ぐらい使う、お金がですね。本当にこのことを県民が望んでいるのでしょうか。国や孫に莫大な借金を残すことをどう思われますでしょうか。お尋ねします。

続けてお尋ねします。2点目です。新幹線のこの土地取得についてですね、県からの説明の時には、100%の同意が得られていないというふうに説明を受けました。土地取得についてですね、これが強制収用につながることはないよう、もし強制収用に県が踏み切ることがあった場合、私達の議会はどのような対応を取るのかお尋ねします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい。委員長。

**議会運営委員長** 久保田議員の質問にお答えいたします。ただいまの県の財政状況についてですね、基金残高等が少ないという部分を含めてですね、

短縮が1分30億という言い方をされたんですが、それは県民全体にとってはですね、そのような1分30億という、そういう計算はされていないというふうに思っております。それから、そのことによって負担を後世に残すといいますかね、そういったことについては、私共はそこまでは調査といたしますか、いたしておりません。

それとですね、用地の取得関係でお尋ねをされましたが、そのことが強制収用、そういったものにつながるという考えは、私共は聞いておりません。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 他に質疑はありませんか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** よろしいですね。はい。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対し、反対者の発言を許します。久保田議員。

**4 番久保田** 九州新幹線西九州ルート of 整備促進に関する意見書(案)の提出に対して、反対討論を行います。7月25日、JR九州の青柳社長は、新幹線西九州ルートに予定していたフリーゲージトレインの導入を断念すると明らかにしました。これを受けて28日、中村知事は与党整備新幹線推進プロジェクトチーム九州新幹線検討委員会のヒアリングにおいて、フル規格による整備を要望しました。県民は長崎新幹線といえ、山陽新幹線と直通運行が実現すると思っています。しかし、リレー方式となれば、高齢の方や障がいのある方にとっては負担が大きくなることは目に見えています。さらに将来的には原則として、長崎駅発着の特急列車かもめは廃止する予定という説明でしたが、長崎新幹線は特急に比べ運賃が高くなり、特急列車の廃止を県民は望んでいません。そして、土地取得についても強制収用になりかねない場合、川棚町の議会が手を貸すようなことが絶対あってはなりません。また、所要時間をたった20分短縮するために莫大な税金を投入すべきではありません。よって私は推進の意見書には反対します。以上、反対討論とします。

**議** **長** 次に、賛成者の発言を許します。田口議員。

**2 番 田 口** この全国の交通網というものを考えた場合に、数十年とかあるいは百年とかいう長い単位の時間で見れば、鉄道網も在来線の骨格の部分が徐々に新幹線という大きな、太い鉄道網に変わっていくという大きな流れになっていると思います。その大きな骨格の1つが、長崎新幹線であると思います。あるというふうに位置付けられるわけでありまして、この新幹線というものは、長崎県の発展のためにぜひとも必要なものであると思います。結局、大きな骨格としては全線フル規格で、佐賀県の方も全部フルで通ってですね、山陽も東海道の方にもつながっていくと、そういうふうに大きく流れていくべきだし、何十年か先を見ればそのようになっていくものだと思います。先ほど後世への負担、財源的な負担を後世に残すというような議論がありましたが、後世に対して利便を残すというものも、要素もあるわけですので、負担だけを言うべきではないというふうに私は思っております。

もう1つ付け加えて言えば、原子力船むつを佐世保に入れた時に、政府与党と長崎県との約束で、鹿児島ルートに遅れないように長崎新幹線を作るという話でした。もう数年遅れているわけでありまして、これは早急に長崎新幹線は完成すべきだと思っておりますので、私は意見書提出に賛成であります。

**議** **長** 次に、反対者の発言はありませんか。

(発言なし)

**議** **長** 賛成者の発言はありませんか。

(発言なし)

**議** **長** よろしいですね。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発委第6号「九州新幹線西九州ルートの整備促進に関する意見書(案)」の採決を行います。この採決は起立によって行います。



本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 起立多数です。したがって、発委第6号「九州新幹線西九州ルート<sup>1</sup>の整備促進に関する意見書(案)」は、原案のとおり可決されました。可決された意見書は、衆議院議長ほかに送付することといたします。

(11:19)

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここで、お諮りをいたします。本定例会において議決された案件につきまして、議決の結果生じました条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

平成29年9月川棚町議会定例会を閉会いたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(11:21)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 初手安幸

会議録署名議員 小田成実

会議録署名議員 福田徹